

不動産取得税は、不動産（土地・家屋）を取得したときに、取得した方に納めていただく税金（県税）です。土地や家屋を購入された場合などは、所有権移転の登記月の概ね4か月後に、納税通知書をお送りしますので納税をお願いします。

住宅等を新築された場合は、通常、新築された翌年8月頃に納税通知書をお送りします。（特例控除によって免税点未満となり、納税通知書が送付されない場合もあります。）

また、不動産を取得した場合は、不動産取得申告書の提出をお願いします。

詳細は、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/fudosan/index.html>）をご覧ください。

●お問合せ先 長野県東信県税事務所課税課課税第二係 電話 0267-63-3138
E-mailアドレス：zei-toshin@pref.nagano.lg.jp

軽自動車税の減免について

税務係

次の手帳をお持ちの方で自らが運転する軽自動車、またはその方の外出・送迎等のために使用する軽自動車で、所有・使用要件及び障がい等級等の要件を満たす場合は、軽自動車税が減免されます。（自家用の軽自動車1台に限ります。）

手帳の種類

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・戦傷病者手帳



自動車税（県税）の減免を受けている場合は、軽自動車税は減免を受けることはできません。

申請期限は**5月31日(金)**、手続きは税務係までお願いします。

減免申請に必要な書類、障がい等級要件等については税務係にお問い合わせください。

●お問合せ先 税務係 電話 88-8402

チャイルドシート購入費補助金について

福祉係

立科町では、乳幼児の安全を守るためチャイルドシート（中古品・転売品を除く。）を購入された方に対し、補助金を交付します。

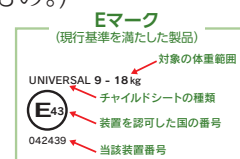
交付内容

- 町内に住所を有する就学前の乳幼児1人につき最大2回まで交付。
 - 交付年齢 ①**0歳以上4歳未満で1回** ②**4歳以上就学前で1回**
（申請は①、②の区分で**それぞれ1回ずつ**です。）
 - 補助金額 1回につき1万円（購入額）を限度とします。
- ※乳幼児の年齢（申請時）とチャイルドシートの対象年齢が異なる場合は支給できません。

手続の方法

- 申請は福祉係にてお願いします。（申請期限は製品購入後6か月以内になります。）
- 【必要なもの】
1. 交付申請書兼請求書（窓口または町HPに掲載されているもの。）
 2. 製品取扱説明書（製品名・対象年齢・安全基準適合品であること※を確認できるもの。）
 3. 領収書または納品書等（購入元・購入年月日・購入金額が確認できるもの。）
 4. 印鑑
 5. 振込先預金通帳またはキャッシュカード

※2006年10月以降に製作され、国土交通省の安全基準に適合した製品には、安全基準マーク（Eマーク）が表示されています。



●お問合せ先 福祉係 電話 88-8405